

別表第六中「商工金融課」を「経営金融課」に改め、	警察本部	会計課	次席	一 歳入に係る現金の出納及び保管に関する事務 二 歳入歳出外現金及び保管有価証券の出納及び保管に関する事務 三 燃料券の出納及び保管に関する事務
	人事委員 会事務局	総務課	総務係長	
監査委員 事務局	第一課	会計担当課長 補佐等		
住宅課管理係長 の職にある出納 員	当該課の会 計職員	県営住宅の家賃に係る現金の 出納及び保管に関する事務		

を

に改める。

を

住宅課管理係長 の職にある出納 員	当該課の会 計職員	県営住宅の家賃に係る現金の 出納及び保管に関する事務
別表第四第三欄 に掲げる職にあ る出納員	当該出納員 の属する部 における地 方支出機関 以外の出先 機関におけ る会計職員 で知事が特 に認めたも の	燃料券の出納及び保管に関する 事務

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

(熊本県用品調達規則の一部改正)

2 熊本県用品調達規則(昭和三十九年熊本県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

別記第四号様式中「出納員」を「出納員(会計職員)」に改める。  
(経過措置)

3 熊本県用品調達規則の一部を改正する規則の施行の際現に存する改正前の熊本県用品調達規則に規定する様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

熊本県歳計現金余裕金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第四十六号

熊本県歳計現金余裕金貸付規則の一部を改正する規則

熊本県歳計現金余裕金貸付規則(昭和三十四年熊本県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「相互銀行、信用金庫」を「信用金庫、信用組合」に、「熊本県労働金庫、熊

本県信用保証協会、財団法人熊本県勤労者信用基金協会及び財団法人熊本県中小企業振興  
公社」を「九州労働金庫及び熊本県信用保証協会」に改める。

第三条の見出しを「(融資)」に改める。

第五条の二中「貸付金融機関等」を「貸付対象金融機関等」に、「借用証書」を「借  
用証書(別記様式第三)」に、「当該資金」を「この規則により融資された資金(以下、  
「資金」という。)」に、「受入れる」を「受け入れる」に、「預金証書」を「預金証書  
及び請書(別記様式第四)」に改める。

第十一条を第十二条とする。

第十条中「基き」を「基づき」に改め、第十条を第十一条とする。

第九条中「この資金の融通」を「資金の融資」に、「この規則による資金運用状況」を  
「資金の運用状況」に改め、第九条を第十条とする。

第八条中「この資金の融通」を「資金の融資」に、「この規則により融通を受けた資金」  
を「資金」に改め、第八条を第九条とする。

第七条中「この資金」を「資金」に、「この規則による資金」を「資金」に改め、第七  
条を第八条とする。

第六条(見出しを含む。)中「当該資金」を「資金」に、「この規則に基づき資金の融  
資を受けた貸付対象金融機関等が、」を「貸付対象金融機関等が」に改め、第六条を第七  
条とする。

第五条の二の次に次の一条を加える。  
(違約金)

第六条 知事は、貸付対象金融機関等が元利金の支払期日に元利金の全部又は一部の支払  
をしなかつた場合には、その延滞が災害その他やむを得ない事情に基づいて生じたもの  
で、知事の承認を得たものを除くほか、延滞元金に対し、支払期日の翌日から支払当日  
まで、年十・七五パーセントの割合により計算した違約金を徴するものとする。

別記様式第一中「~~延滞~~」を「~~延滞~~」に改め、同様式中  
「~~延滞~~」を削り、「~~延滞~~」を「~~延滞~~」に、「~~延滞~~」を「~~延滞~~」に、「~~延滞~~」を「~~延滞~~」に、「~~延滞~~」を「~~延滞~~」に改める。

別記様式第二を、次のように改める。

別記様式第2 (第5条関係)

第 号  
年 月 日

貸付対象金融機関等の名称

代表者 氏 名 様

熊本県知事 氏 名

熊本県歳計現金余裕金の融資決定について (通知)

年 月 日付け(番号)で申込のありました標記の融資について、熊本県歳計現金余裕金貸付規則第5条の規定に基  
づき、下記のとおり融資することに決定したので通知します。

なお、この融資を受けるに当たっては、借用証書(別記様式第3)又は預金証書及び請書(別記様式第4)を速やかに提出してく  
ださい。

記

1 金 額 一金 円

2 用 途

3 利 率

4 償還期限 年 月 日

5 利子等の支払

利子については、融資を受けた日の翌日から支払当日まで、年 %の割合により算出した金額を支払うこと。

なお、元利金の支払期日に元利金の全部又は一部の支払をしなかつた場合においては、その延滞が災害その他やむを得ない事情  
に基づいて生じたもので、県の承認を得たものを除くほか、延滞元金に対し、支払期日の翌日から支払当日まで、年10.75%  
の割合により算出した金額を違約金として支払うこと。

6 資金の運用等

この資金の運用等については、「熊本県歳計現金余裕金貸付規則」等の定めるところによる。

別紙一中「別紙1」を「別記様式第3（第5条の2関係）」に改め、同様式中「昭和」を削り、「万円也」を「円」に、「上記金額を本日熊本県歳計現金余裕金から下記借用条件をもって借りました」を「上記金額を、下記の借用条件により熊本県歳計現金貸付金として借りました」に、「熊本県歳計現金余裕金貸付規則所定の事項を承認の上」を「熊本県歳計現金余裕金貸付規則等を遵守のうえ」に、「利子支払方法」を「利子等の支払」に、「借受日の翌日から」を「利子については、借受日の翌日から」に、「金額により」を「金額を」に、「借受人」を「貸付対象金融機関等の名称」に、「殿」を「様」に改める。

別紙二中「別紙2」を「別記様式第4（第5条の2関係）」に改め、同様式中「昭和」を削り、「万円也」を「円」に、「受入機関」を「貸付対象金融機関等」に、「殿」を「様」に改める。

- 附 則
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
  - 2 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県歳計現金余裕金貸付規則に規定する様式による用紙は、当分の間、使用することが出来る。

訓 令

熊本県訓令第十号

本庁各部課（総室・室）  
地方 出 先 機 関

熊本県職員被服類貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県職員被服類貸与規程の一部を改正する訓令

熊本県職員被服類貸与規程（昭和三十八年熊本県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

別表中「保健婦」を「保健師」に改め、同表技術短期大学校に勤務する職業訓練指導員の項中「及び情報技術科」を、「情報技術科及び映像システム技術科」に改める。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県訓令第十一号

本庁各部課（総室・室）  
地方 出 先 機 関

熊本県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

熊本県職員住宅管理規程（昭和四十一年熊本県訓令甲第十三号）の一部を次のように改正する。

別表中	熊本県職員水保住宅	水保市陣内一丁目四六一番一	一一、三〇〇円	を
	熊本県職員水保住宅	水保市陣内一丁目四六一番二	一一、三〇〇円	
	熊本県職員水保第二住宅	水保市陣内一丁目四六一番三	一九、〇〇〇円	に改め、同

表熊本県職員人吉住宅の項及び熊本県人吉善生院住宅の項を削る。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県訓令第十二号

本庁各部課（総室・室）

熊本県法令審議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県法令審議会規程の一部を改正する訓令

熊本県法令審議会規程（昭和二十七年熊本県訓令第五百八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「訓令甲」を「訓令（訓令甲を含む。次項において同じ。）」に改め、同条第二項中「訓令甲」を「訓令」に改める。

第六条中「会長が必要と認めるとき、随時」を「年四回の定例会を開くほか、必要に応じて臨時会を」に改める。

熊本県訓令第第十四号

本庁各部課（総室・室）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令

熊本県職員服務規程（昭和三十一年熊本県訓令第千九百八十四号の二）の一部を次のように改正する。

第九条第二項の表及び第五項中「助産婦」を「助産師」に改める。

第十三条の二第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

- 三 熊本県職員等の育児休業等に関する条例（平成四年熊本県条例第十四号）第三条第三号の規定により再度の育児休業の承認の請求をする予定である職員にあっては、育児休業計画書（別記第五号の二の二様式）

第十三条の二第二項中「前項各号に掲げる」を「前項に規定する」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児休業計画書を提出して育児休業の承認を受けた者であるときは、この限りでない。

別記第五号様式中「3. 承認する3月の期間」を「3. 承認する6月の期間」に改める。

別記第五号の二様式中「1歳」を「3歳」に改め、「効力が生じた日」の次に「職員の係属する子以外の子について既に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の出生及び当該承認の請求に係る期間」を加える。

別記第五号の二様式の次に次の一様式を加える。

第七条中「四人以上」を「半数以上」に改める。

第九条の二第四項中「場合において」の下に「審議案は」を加え、「審議員全員の同意があつたとき、審議会の」を「常任審議員全員の同意を得たとき、」に改める。

第十一条第三項中「文書文教課長」を「私学文書課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十四年三月二十九日から施行する。

熊本県訓令第第十三号

本庁各部課（総室・室）  
各 地 方 出 先 機 関  
出 納 局  
教育庁各課（室）  
人事委員会事務局  
監査委員事務局  
警 察 本 部  
地方労働委員会事務局  
議 会 事 務 局

熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令

熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令（昭和六十年熊本県訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別記第二十九号様式中「簿外財産評価部」を「前項評価部事務センター」に改める。

別記第三十三号様式その一立会人の欄中「印」を削る。

附 則

1 この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に存する改正前の熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令に規定する様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

